


神戸市重度心身障害者介護手当を申請される皆様へ（ご注意）

神戸市重度心身障害者介護手当は、次のいずれかの条件に該当した場合、受給資格がなくなります（手当は支給されません）ので、ご注意ください。

- ① 障害者本人が、申請時点から過去1年間に、障害者総合支援法の自立支援給付サービスのうち （網掛け部分）のサービスを利用している場合
ただし、「短期入所」については、1年間で7日以下の利用の場合には支給されます。
- ② 障害者本人が申請時点から過去1年間に、介護保険法によるサービスを利用している場合。
ただし、介護保険サービスのショートステイ（「短期入所生活介護」又は「短期入所療養介護」）については、1年間に7日以下の利用の場合には、支給されます。詳しくは裏面をご参照ください。
- ③ 介護手当支給後に3ヶ月を超えて病院又は、診療所に入院した場合。

この場合、申請を行った区役所・支所に連絡をしてください。その後退院した場合、支給を再開するには再度の申請が必要になります。

自立支援給付サービス

介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 療養介護
- 生活介護
- 同行援護
- 短期入所（1年間で8日利用で資格喪失）
- 施設入所支援

訓練等給付

- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 共同生活援助（グループホーム）

自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療

補装具費

地域生活支援事業

地域生活支援事業については、どのサービスを利用されても介護手当は支給されます。

- コミュニケーション支援事業
- 相談支援事業
- 日常生活用具費支給事業
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- 移動支援（ガイトヘルプ）
- 日中一時支援（日帰りショート）
- 生活サポート
- 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業
- その他日常生活や社会生活支援事業

自立支援給付サービスの「短期入所」
介護保険サービスの「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」

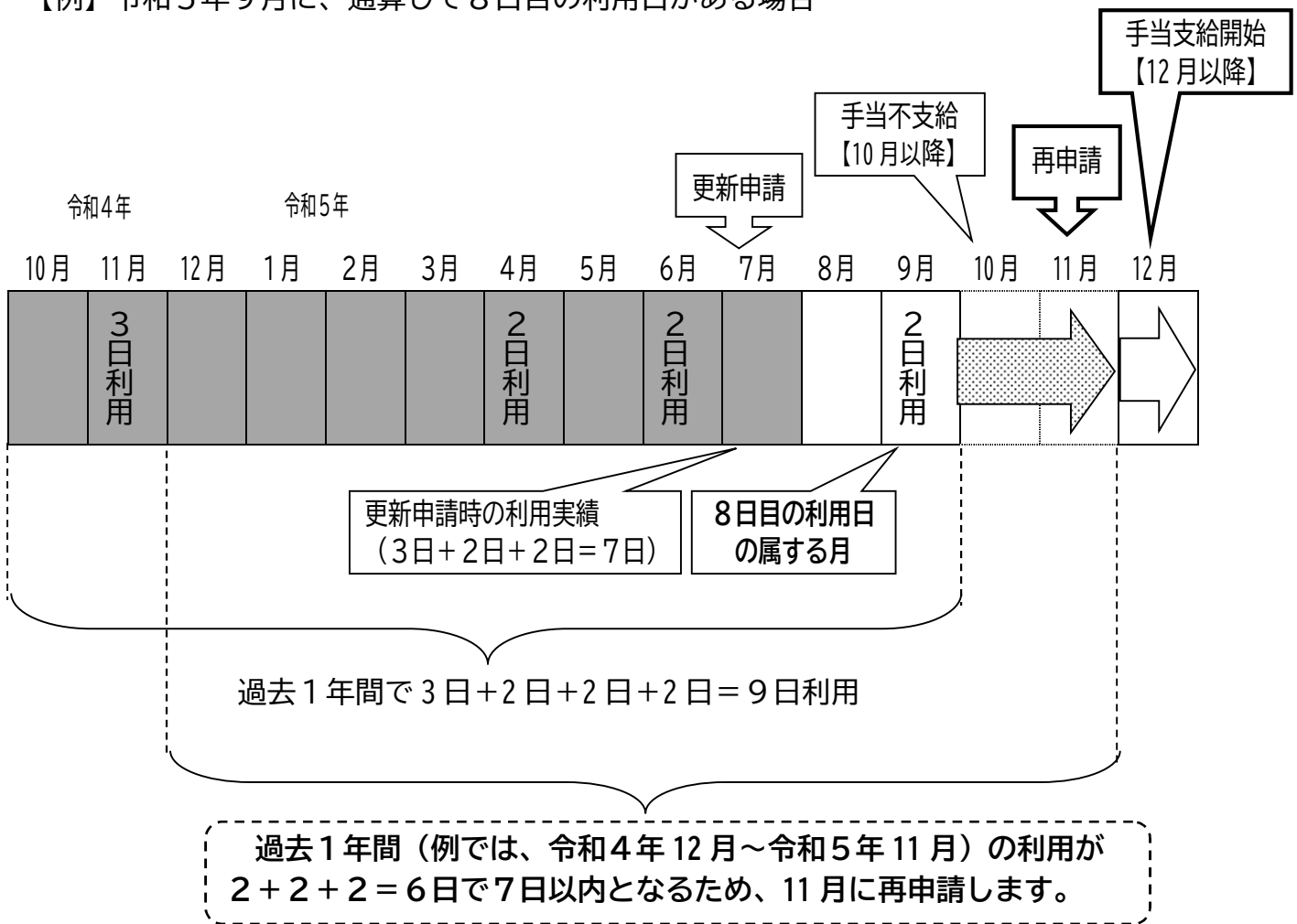
をご利用の皆様へ

障害者本人が、障害者総合支援法の自立支援給付サービスの「短期入所」または、介護保険サービスのショートステイ（「短期入所生活介護」及び「短期入所療養介護」）を1年間に8日以上利用された場合は、8日目の利用日の属する月の末日に介護手当の受給資格はなくなります。

なお、更新申請された場合（毎年7月に必要）でも、『過去1年間』の短期入所等の利用実績は、更新申請の前後を通じて日数計算（通算）されます。

※資格喪失後、支給開始月の前月（申請日）から過去1年間で、短期入所等の利用が7日以内の場合は、再度申請することにより支給は再開します。

【例】令和5年9月に、通算して8日目の利用日がある場合



(参考)

※1 障害者総合支援法による自立支援給付サービスの「短期入所」と、地域生活支援事業の「日中一時支援事業（日帰りショート）」は、どちらも受給者証の「短期入所」の支給量の範囲内でご利用いただくものですが、「日中一時支援事業（日帰りショート）」は、地域生活支援事業のため、何日利用されても介護手当は支給されます。

※2 児童発達支援、放課後等デイサービスなどは、児童福祉法のサービスですので、何日利用されても介護手当は支給されます。